

議案第 50 号

守谷市すこやか医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

守谷市すこやか医療費支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 30 年 5 月 31 日 提出

守谷市長 松丸修久

平成 年 月 日 原案 決

議案	貢数
50号	1

守谷市すこやか医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

守谷市すこやか医療費支給に関する条例（平成19年守谷市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「次のいずれかに該当するもの」を「出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの」に改め、同号ア及びイを削り、同条第3号中「イの間にある者」の次に「をいう。以下同じ。」を加える。

第4条第1項を次のように改める。

第4条 支給条例第4条第1項から第4項の規定は、医療費の支給について準用する。この場合において、同条第1項中「対象者の疾病又は負傷（対象者が妊産婦である場合にあっては、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限り、対象者が12歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の場合にあっては、入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。）」とあるのは、「対象者の疾病又は負傷」と読み替え、同条第2項中「対象者（重度障がい者を除く。）」とあるのは「対象者」と読み替えるものとする。

第4条第4項中「又は当該指定訪問看護」を「、指定訪問看護又は手当て」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「又は指定訪問看護を受けた場合」を「、指定訪問看護を受けた場合又は保険医療機関等以外のその他の者から手当てを受けた場合」に改め、「当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用又は当該指定訪問看護に関し当該指定訪問看護事業者に支払うべき費用を当該保険医療機関又は当該指定訪問看護事業者」を「当該医療、指定訪問看護、手当てに関し当該保険医療機関等、指定訪問介護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等、指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2号又は第3号に該当する者が支給条例の規定により医療福祉費の支給を受けた疾病又は負傷については、医療費を支給しない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

議案	貢数
50号	2

提案理由（議案第50号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、県の補助事業で実施している医療福祉費支給制度（マル福）が、平成30年10月診療分から小児の対象年齢を15歳から18歳までに拡大（入院のみ）することに合わせ、マル福の所得制限を超える場合に支給する市単独事業であるすこやか医療費支給制度においても、少子化対策の充実を図るため、同年齢まで拡大するものです。

これに伴い、「守谷市すこやか医療費支給に関する条例」の一部を改正します。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	貢数
50号	3

守谷市すこやか医療費支給に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
(対象者) 第3条 この条例によりすこやか医療費（以下「医療費」という。）の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次のとおりとする。ただし、第2号及び第3号に掲げる者にあっては、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者を除く。 (1) 支給条例第3条に規定する対象者のうち、支給条例第5条第1項第2号及び第4号の規定により医療福祉費を支給しないこととされた者で、 <u>出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの</u> (2) (略) (3) 守谷市の区域内に住所を有する児童（12歳に達する日の翌日以後における最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による猶	(対象者) 第3条 この条例によりすこやか医療費（以下「医療費」という。）の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次のとおりとする。ただし、第2号及び第3号に掲げる者にあっては、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者を除く。 (1) 支給条例第3条に規定する対象者のうち、支給条例第5条第1項第2号及び第4号の規定により医療福祉費を支給しないこととされた者で、 <u>次のいずれかに該当するもの</u> <u>ア 小児</u> <u>イ 重度障がい者のうち、出生の日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u> (2) (略) (3) 守谷市の区域内に住所を有する児童（12歳に達する日の翌日以後における最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による猶

予に係る児童が中学校又は特別支援学校の中学部の課程を15歳に達する日以後の最初の3月31日までに修了しない場合にあっては、当該課程を修了した日以後の最初の3月31日まで)の間にある者をいう。以下同じ。)で、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付を受けることができるもの(守谷市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により守谷市が行う国民健康保険の被保険者となるものを含む。)

(医療費の支給)

第4条 支給条例第4条第1項から第4項の規定は、医療費の支給について準用する。この場合において、同条第1項中「対象者の疾病又は負傷(対象者が妊産婦である場合にあっては、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限り、対象者が12歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の場合にあっては、入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。)」とあるのは、「対象者の疾病又は負傷」と読み替え、同条第2項中「対象者(重度障がい者を除く。)」とあるのは「対象者」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2号又は第3号に該当する者が支給条例の規定により医療福祉費の支給を受けた疾病又は負傷については、医療費を支給しない。

3 (略)

予に係る児童が中学校又は特別支援学校の中学部の課程を15歳に達する日以後の最初の3月31日までに修了しない場合にあっては、当該課程を修了した日以後の最初の3月31日まで)の間にある者_____

_____で、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付を受けることができるもの(守谷市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により守谷市が行う国民健康保険の被保険者となるものを含む。)

(医療費の支給)

第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、支給条例第4条第1項、第3項及び第5項の規定による算出方法の例により算出された額を医療費として支給する。ただし、妊産婦又は児童が支給条例第4条第1項に規定する医療福祉費の支給を受ける場合を除く。

(新設)

2 (略)

- 4 市長は、対象者が支給条例第4条第6項に規定する医療、指定訪問看護を受けた場合又は保険医療機関等以外のその他の者から手当てを受けた場合には、その者が当該医療、指定訪問看護、手当てに関し当該保険医療機関等、指定訪問介護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等、指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者に支払うことができる。
- 5 前項の規定による支払いをしたときは、当該医療、指定訪問看護又は手当てを受けた者に対し、医療費を支給したものとみなす。

- 3 市長は、対象者が支給条例第4条第6項に規定する医療又は指定訪問看護を受けた場合には、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用又は当該指定訪問看護に関し当該指定訪問看護事業者に支払うべき費用を当該保険医療機関又は当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払いをしたときは、当該医療又は当該指定訪問看護を受けた者に対し、医療費を支給したものとみなす。

50号	議案
6	頁数